

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
1	事業計画	富樫委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成高さを上げた場合、その高さを上げるための土はどこから持ち込むというか、そういう予定はもう決まっているか。</li> <li>・外から持ち込む場合、かなりの量になるかと思うが、それがどういう土なのかということも併せて、やはり今の時点では決まっていなくても注意する必要があると思うので、どこかの時点で確認ができるのかどうか、その辺はいかがか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地点では決まっていません。想定されるのは事業実施想定区域の掘削発生土や、他工事で発生する残土等を使用することが考えられます。</li> <li>・搬入土を使用する場合は、土壌汚染や、盛土として使用可能か等を調査して、搬入可能か検討いたします。</li> </ul>
2	事業計画	小澤委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回審議資料1の11ページの公害防止基準の水銀について法規制値と自主基準値が同じ並びになっている。他は自主基準値が厳しくなっているが、これは何か理由があるのか。</li> <li>・搬入されるごみについて、水銀をどうするんだというような考え方は、この新施設では取ることになるのか。それは全く取らないで、今までどおりみたいな方法になるのか。</li> <li>・特別に入のごみについての水銀の程度がどんなだろうかということについては、具体的なアクションで手前でやる、調べるとかそういうことは想定していないということでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水銀は、他の汚染物質と異なり、ごみの焼却過程で生成されるものではなく、搬入ごみに混入されれば排出される可能性があります。そのため、搬入ごみに水銀が含まれなければ、排ガスとしては排出されません。混入させない対応をすることで、自主基準値も法規制値と同じ値にしています。</li> <li>・大気汚染防止法で水銀の基準値を設定する際にはBAT（Best Available Technology）という考え方から、今の最善の技術でどの程度削減可能かという観点で検討がなされました。その考え方に基づき、廃棄物処理施設の排ガス処理設備に適用させています。水銀は搬入ごみに日常的には入っていないため、もしくは低濃度であるため、このBATの処理設備が健全な状態であれば、基準値を満足し運転ができますが、例えば水銀体温計のような水銀の塊のような高濃度の水銀使用製品が入ってきてしまった場合にまで万全の処理を求めるのは困難です。そのため、今の最善の技術で達成可能と考えられている<math>30\mu\text{g}/\text{Nm}^3</math>という値が基準としては妥当だと一般的に考えられており、設定させていただこうと考えてます。</li> <li>・現在の上田クリーンセンターは啓蒙・啓発活動を中心に実施しており、新施設になっても同様にしっかり実施していきたいと考えています。</li> <li>・現状、搬入ごみ全てをチェックするのは困難な状況ですが、大気汚染防止法の基準は守らなくては行けませんので、排ガス出口部分についてはしっかり管理しています。また、搬入ごみの分別については、引き続き住民の皆様への啓発活動を中心に取組を行ってまいります。</li> </ul>
3	事業計画	陸委員	<p>【第1回審議（追加意見）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第1章 事業計画の概要」ページ；1-8「1.5 事業の内容1.5.1 資源循環型施設整備の基本方針」①～⑤のうちの「③ 周辺の自然環境との調和を図り、環境教育の拠点となる施設」とありますが、具体的にはどのようなことを想定しているのか。例えば「周辺の自然環境との調和」とはどのようなことか。また「環境教育の拠点」としてどのような活動を想定しているのか。</li> <li>・新施設において上記の趣旨で実施される活動が、施設とその周辺地域における自然と人との触れ合い活動にどのような影響を与えるかについて、想定していることをお示しいただき、準備書において可能な限り具体的な記述をお願いしたい。例えば、供用時に想定されている主要搬出入ルート（ページ1-20, 1-21図1.7-2）の道路整備にあたっては、運搬車両が通過していてもジョギングや散策に影響の少ない構造にするとか、人の活動への配慮（すれ違う際には車両の速度を十分に落とす、エンジンをふかしたりしない等）とか、施設建設予定地の東端の角地を自然と触れ合える公園として再整備し、ジョギングや散策の際にも気持ちよく立ち寄れる場にするなど、新施設の周辺に新たな触れ合い活動の場を創出する計画としていただきたい。</li> </ul>	<p>【事後回答（第2回審議）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「周辺の自然環境との調和」は、対象事業実施区域周辺の田園風景に配慮し、南側に接している生態系豊かな千曲川河川敷への影響を最小限にとどめ、特色ある自然環境の中に建設される資源循環型施設が、人と自然の触れ合える場となることを考えています。</li> <li>・「環境教育の拠点」については、市民参加による活動を目指しており、参加体験型の講座や講習の実施、子供たちの体験学習の実施、環境や3Rなどに関わる組織・団体の活動拠点としての活用などを考えています。なお、現施設である上田クリーンセンター内に「エコ・ハウス」があり、中古品・不用品の交換情報の提供や生ごみ堆肥化基材の配付、エコ講座の開催などの活動を行っており、この活動も継承していきたいと考えています。</li> <li>・委員御指摘のとおり「新施設の周辺に新たな触れ合い活動の場を創出する計画」としてまいります。ただし、準備書の段階では、道路の構造及び緑地の場所等は決まっていない可能性が高く、準備書において決定している範囲で具体的な記述をしていきます。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
4	事業計画	陸委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設の自然との触れ合い活動について、自然体験活動を意識してつくられるのは貴重な取り組みなので、是非よいものをつくっていただきたい。</li> <li>・計画段階、設計段階から使うことが想定される市民に幅広く声を掛け、参画いただいて計画を作っていただく努力が必要と思う。また、その際には市民だけではなく、県内の実績のある自然ふれあい活動をやっておられる方々、例えば、ネイチャーゲーム協会とかNACS-Jの自然観察指導員連絡会の方々とか、あるいは上田市内だと染屋の森の会だとか、色々活動されている方がいるので、そういう方々との連携も探っていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような機能を設けていくのかというところを、庁内で幅広く検討を開始したところでございます。また、地元の皆様が一番喜んでいただきたいところを重点的に考えておりました、その辺り2か月に1回、整備協議会というような形で定期的な協議の場も設けております。そういったところで御意見を聞きながら、あとは必要に応じて委員のほうで御紹介いただきました専門家の御意見もお聞きしながら考えてまいりたいというふうに考えております。</li> </ul>
5	大気質	鈴木委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木の高さよりも高いところで風向風速計が設置されているが、現場を拝見すると堤防の高さが結構あったり、今の建物の高さもある。風の影響をすごく受けるので、できるだけ高いところで風向風速、つまり、川の傍です。川の流路の方向に風が吹きそうだと思うので、それをちゃんと検出できてくるような観測をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上気象については今のところ清浄園の屋上等を使いたいと考えています。また、近くの気象観測所等のデータと現地調査の地点間、現地調査期間と同じ調査期間のデータを整理しまして、その値等を見比べながら検討、整理したいと考えています。</li> </ul>
6	大気質	森川委員	<p>【第1回審議（追加意見）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン類への対策について、既存の3つの清掃工場ではどのような対策を取られているのか。また、今回の施設では排出ガスの自主基準値が既存施設よりもずっと低く設定されてとても良いことだと思うが、排出ガス対策についての記述がもう少し詳しくても良いかと思う。つまり、施設の稼働時の評価項目のうち大気汚染と悪臭が重要項目として挙げられているのに対応して、方法書1.7.2施設計画の1.主要設備の概要の中で、排出ガス処理設備について記載があっても良いのではないかと思うが、いかがか。</li> </ul>	<p>【事後回答（第2回審議）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設のダイオキシン類対策は、平成11年にダイオキシン類対策のため排ガス処理設備の更新工事を実施するとともに、「ピット内での十分な攪はんによる燃えにくいごみの塊を極力減らすこと」「完全燃焼する炉構造（850℃、2秒以上）によるダイオキシン類の分解」「再合成防止のための急冷」「バグフィルタ、活性炭による除去」と不完全燃焼による指標としてCO濃度の監視などトータルシステムでの対策を行っています。</li> <li>・方法書における排出ガス対策についての記述については、地元対策連絡会の皆様やごみ処理に関する有識者の参画により設置した資源循環型施設検討委員会において議論を重ね、別添資料1-1のように具体的に整理したものもありますが、全体のバランスを考慮して「1.7.2施設計画」「1.主要設備の概要」のような記載といたしました。今後、施設整備基本計画において決定していくものもあるため、準備書段階においてはバランスも考慮しつつ、御指摘を踏まえて記載の拡充について検討していきます。</li> </ul>
7	大気質	小澤委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回審議資料1-1に図で示されていることが対策の全体像だと思うが、住民から色々な意見が提出されていることを考えると、供用後の問題として、リスクコミュニケーションということが大事になる。第2回審議資料1-1に監視という記載があるが、これは監視体制をきちんとやることを示しているが、もう一つの問題として、監視した結果をどうしていくかというところまで、少し踏み込んだ表現で、つまり、結果を公表して、住民の皆さんに情報提供していくというところまで書いていただければ、総合的なダイオキシン類対策を取っていきますという姿勢が示されるのではないかと思う。</li> </ul> <p>・現状の取組みでも積極的に情報の公開ということをやられているということなので、準備書ではそこから辺まで踏み込んで書い方がよりアピールができるのではないかと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の皆さんと一緒に監視していくということで地元の皆さんには御説明しているところです。当然、結果を公表していくということで、今も上田クリーンセンターホームページで公表しておりますけれども、新しい施設においてもホームページを利用しながら、また電光掲示板で測定した結果がすぐに表示できるようなものもありますので、そういったもので公表しながら地元の皆さんと一緒に監視をしていきたいと考えております。</li> <li>・リスクコミュニケーションについては、対象事業実施区域においてし尿処理施設の清浄園を運転しております。隣には、下水道の上田終末処理場ということで、そちらの処理場も運転しており、現在、そちらにつきましては地元の皆様と公害防止協定を締結して、定期的に公害防止連絡委員会というものを設けて、運転状況ですとか臭気の測定とかそういったところへも立ち会いをいただいて、公害防止に関する取組みを行っているところでございます。新しい施設になりましても、公害防止協定を新たに締結をいたしまして、定期的に住民の皆様とも会議を開いて、公害防止を一緒に地元の皆様と取り組んでいく体制は引き続き構築してまいりたいと考えております。</li> </ul> <p>・分かりました。準備書の段階では、その辺も含めて記載していきたいというふうに考えております。第2回審議資料1-1の図をそのまま入れるかどうかまた検討させていただきたいと思っております。監視の件、その先の公表のところも含めて記載をしていきたいと思っております。</p>
8	大気質 騒音 振動	高木委員 (書面)	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用後に風の方向による大気質の問題、パッカー車の騒音・振動が気になるところだが、これまでの資料の説明を読む限りではそれほど問題にはならないのではないかと考えているので、それをきちんと説明いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民説明会においても、住民の皆様から同様な意見をいただいております。住民の皆様が御心配な点、確認したい点等、安心に関する事項については、モニタリング調査も含めて対応していきます。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
9	悪臭	宮原委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回審議資料1の15ページの選定項目のところ、大気質と悪臭が重点化項目だというふうにかかれている。悪臭のところを見ると、年に1回だけの調査というような形になっているが、大気のはうは4回やっているの、悪臭のほうも4回やられたらどうかと思う。重点項目であれば、もう少し違う時期についても悪臭も調査されたらよいのではないかと思うが、いかがか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況把握は1回となりますが、定量的に予測を実施することで検討しています。</li> </ul>
10	悪臭	森川委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の施設の解体もこの事業の中に入っていると思うが、し尿処理施設ということで、この解体に当たって、設備を撤去するときの悪臭が相当あるのかなと想像する。その辺りの記述というか、考えが入っていないようなので、どうお考えかお聞きしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点では、施設の供用時の悪臭を想定しており、今御指摘のあった清浄園の解体に伴う臭気は選定していませんでしたが、今後検討していきます。ただし、定量的な予測というよりも、事業計画や環境配慮といった対策の内容をメインとした予測・評価となる考えられます。今後検討のうえ、次回回答いたします。</li> <li>【事後回答（第2回審議）】</li> <li>・清浄園の解体工場の詳細は未確定ですが、臭気の原因である汚水残渣や汚泥残渣を除去し清掃してから解体工事を行うこと、臭気の発生抑制に配慮した工事計画とすること等から、「工作物の撤去・廃棄（建築物の解体等）に係る悪臭」は選定していません。</li> <li>ただし、ご指摘を踏まえまして、準備書の事業概要には、工事中の環境保全措置に、以下のような解体工事に伴う悪臭に係る内容を記載することといたします。</li> <li>・臭気が発生すると考えられる設備等は洗浄等の後に解体及び撤去する。</li> <li>・外壁の解体は建屋内の設備等を洗浄及び解体した後に進行。</li> </ul>
11	水象	梅崎委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先に送付いただいた現地の既存施設の断面図に基づき、本日説明いただいた第1回審議資料1の施設概要（13）に関連して、今の既存の施設について説明をいただきたい。断面図を見ると、地下にタンクとポンプ室等があり、1階のフロアが大体5m位だが、それでよろしいのか、断面図の説明をいただきたい。</li> <li>・第1回審議資料1の25の地形・地質のところのボーリング調査について、お聞きしたい。数地点でボーリング調査をやっていたら、その地層分布だとか、地下水等がこれから分かると思うが、今説明いただいた既存の施設と、隣の処理場の施設等ができていますので、その施設を建てる時にボーリング柱状図というのはあるような気もするが、いかがか。</li> <li>・ボーリング調査の目的には、地盤沈下とかがあるが、それに加えて、地下水の流動も気になる。先ほどの施設の概要図があったが、地下水のこの周辺の高さ、千曲川の水面等を踏まえた地下水流動等が分かるような調査をしていただければと思うが、いかがか。</li> <li>・既存の資料を利用していただいて、地下水、地下水面の傾斜とか、その辺も分かるように、また地質の分布等が分かるようにしていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1の13ページ記載の現況地盤と、事前送付した図面のGLプラスマイナスゼロが同じ高さとなります。ごみピットについては、今後の設計により決定しますが、現段階ではプラットホームから10mくらいの深さになると想定しています。造成高さを5mとした場合は、現状地盤から地盤を5m上げ、そこから10m掘削することになるため、現状地盤からは5mの掘削となります。</li> <li>・現在の清浄園を建設する時にボーリング調査をしています。そのデータも参考にしながら今後の設計の参考にさせていただきます。</li> <li>・今後ボーリング調査を実施しますが、調査箇所は4カ所想定しており、地下水調査も併せて行います。また、北側農地にある既存井戸についても併せて調査いたします。</li> <li>・承知しました。</li> </ul>
12	水象	鈴木委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回審議資料1の13ページ目のプラットホームの高さがまだ決まってないということだが、今は少なくとも地盤よりも5m下まで地下構造物があるので、それよりも浅ければ、これまでの影響と変わらないと思う。それよりももっと深く掘るとなると、やはり地下への影響を考えないといけないので、少なくとも現況よりはごみピットの底が現状の地下の5mよりも高くなるようにされたらいかかと思うが、いかがか。</li> <li>・地盤を上げたり、プラットホームを上げたりするのは、浸水対策とも関係するので、それを上げれば済む話なので、ぜひ御検討いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御指摘のような計画にしたいと考えていますが、ごみピットからごみが溢れることがないように設計する必要があります。今後の設計で検討していきます。</li> <li>・地下水などの関係からは、現況の地下構造物の深さよりは浅くしたいというのが一つの観点になります。その他の観点としましては、近年災害対策として、ピット容量を大きくする傾向になっており、総合的に検討した上で、ピットの深さを決めることとなります。環境面、それから災害面など考えまして、最適な深さを選びたいと考えています。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
13	植物	大窪委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植生についての調査方法について、方法書要約書の94、95ページ辺りになるが、具体的にどのような群落で植生調査を行うかについて、あまり丁寧には書かれていない。また、自然環境の総合的な状況については、一番最後に生物があまり生息しない貧弱な環境であるというような評価をされているが、千曲川という大きな河川に隣接していたり、水田環境などもあるので、希少種も、希少群落もあるかもしれないというようなところで、どんな群落を狙って調査をされるのか、具体的な計画をもう少し方法書に書かれるべきかなと思った。植生調査の目当てになるような群落をどうお考えになるか、何か定量的なところもお聞きしたいが、いかがか。</li> <li>・方法書なので、既存の資料に基づいて、どれ位の群落数を選抜して調査を行うかといったような内容があまり書かれていないので、そこをお聞きしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生調査については、方法書の2-40ページに植生図を載せてあります。対象事業実施区域を中心とした4kmの範囲を示していますが、調査範囲の対象事業実施区域から200mの範囲内で、植生ごとにコドラートを設置し、植生調査を行います。</li> <li>また、自然の総合的な評価の記載で御指摘ありました「環境としては貧弱な環境である」といったコメントについては、対象事業実施区域内のことを述べています。今回、既存資料調査を行い、周辺にも重要な動物、植物が確認されていますので、具体的にどのようなものが生息・生育しているのかは現地調査で確認します。</li> <li>・次回資料として、提示したいと思います。</li> </ul> <p>【事後回答（第2回審議）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植生調査の概要を、資料1-2に示します。</li> </ul>
14	植物	大窪委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回審議資料の1-2の1枚目の裏に、今の時点での具体的な調査地点が赤丸で提案されているが、この対象群落数や地点数では少ないと思う。千曲川は大河川で自然性が高い群落なども近辺にはあるかもしれないということで、そういうものをできるだけ事業の影響から保全措置をしていくということの基礎調査のための調査なので、できるだけ対象群落や対象の地点数はもう少し増やしていただきたい。具体的には、水の出入りがある水道についてや水草群落、千曲川の堤防の裏面に堤防装置があるので、その草本群落についても群落として何点か調査をお願いしたい。また、ヨモギ群落やヤナギの高木群落も貴重な群落であったりする。事業地の中については、植栽は人が造った人工的な植生なんですけれども、年数がたっているので植栽から発達した植生で、そういう群落についても対象事業実施区域の植生を把握するためには必要と思うので、御検討をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な植物群落につきましては、調査地点数を現地を確認いたしまして設定してまいりたいと考えております。また、草本群落ですとか調査区域に入っていないヤナギ高木林ですとか、そういったところにつきましても現場に行きまして、貴重なものについては調査地点として設定することを検討させていただきます。対象事業実施区域内の人が造った緑地については、現場に入りまして調査地点として設定することを検討させていただきます。</li> </ul>
15	景観	佐々木委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方法書の3-62ページに5カ所の設定根拠が載っているが、この5カ所に標高の説明を加えてもらいたい。規制条例が何m、標高が何mで、この5カ所がそれぞれ何mになるのかというもので、方向と距離と高低差が分かるので、それぐらいの差はここではっきり述べていただきたい。</li> <li>・具体的な建物を建てる場合に、敷地境界は離せるのか。つまり、緑化によってある程度建物を隠して、建物のボリューム感を抑えるということは、これだけ大きな建物だったら想定されるのだが、敷地境界から建物までの距離はどれ位の想定されるのか、概算で想定されていたら、教えていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標高については、次回の委員会で資料として提示いたします。</li> </ul> <p>【事後回答（第2回審議）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観調査地点の標高は、資料1-3のとおりです。</li> <li>・建物の配置位置は、千曲川には人が住んでいないこと、また対象事業実施区域が三角形のような形状をしていることから、敷地の南西側に配置することを想定しています。そのため、敷地の北側、東側からは建物までの距離が取れると想定しています。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
16	景観	富樫委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観のところでは5地点選ばれているが、例えば、太郎山なんかは麓の市民にとってかなり親しまれている山なので、見えるのではないかと思うが、その辺はいかがか。</li> <li>・例えば、計画地の千曲川の対岸には岩鼻というような非常に特徴的なポイントもあって、太郎山に登った人は眼下を絶対眺めることになるので、それだけ注目する人は多いと思う。そういう面ではこういう所でも、眺望上、景観上、どんなふうに変化するのかというのは示してあったほうが親切ではないかなという気がする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御指摘のとおり、太郎山から対象事業実施区域が見える状況にあり、さらに、西側の虚空蔵山からも対象事業実施区域が見える状況にあります。お手元の資料1の一番最初の表紙の写真については、虚空蔵山からの写真であり、写真の左側に対象事業実施区域が写っています。太郎山からもこのような写真となり、仮に59mの煙突が見えたとしても、景観が変わらないと考え、太郎山からの景観は設定していません。</li> <li>・検討いたしまして、次回回答いたします。</li> </ul> <p>【事後回答（第2回審議）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太郎山山頂からの眺望を資料1-4に示します。</li> <li>・太郎山（標高約1,164m）から南方向を望む景観の構成要素は、上田市街地、千曲川、八ヶ岳連峰や蓼科山等の山脈です。現施設の上田クリーンセンターや清浄園は上田市街地と一体となった景観となっており、新たに整備する資源循環型施設は、上田クリーンセンターと同程度の規模であることから、現在と同様に市街地と一体となるものと想定されます。また、太郎山山頂から上田市街地方向への眺望は、見下ろす方向であることから、資源循環型施設の建屋や煙突は山脈を遮るものではありません。以上のことから、太郎山から眺望する景観の変化はほとんどないと考えられることから、調査地点として選定しませんでした。</li> <li>・ただし、景観の変化が無いことも評価の一つとの御指摘もありましたので、今回太郎山山頂からの眺望を選定いたします。</li> </ul>
17	触れ合い活動の場	陸委員	<p>【第1回審議（追加意見）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価項目としての「触れ合い活動の場」については、今回、その調査対象として挙げられている場所（ページ；方法書2-62図2-2-21）において、簡略化手法により「工事中の運搬による影響」「供用後の自動車交通並びに施設の稼働の影響」を調査し評価する（ページ；方法書3-19）という内容は良いと思います。追加で、拡幅改良された堤防道路上からの景観の変化（ジョギングや散策等で道路を利用する人から新施設やその周辺を見た場合の景観の変化）について、フォトモンタージュにより評価をしていただきたい。</li> </ul>	<p>【事後回答（第2回審議）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防道路の拡幅事業は別事業であること、また、準備書、評価書の作成時には道路構造や緑地位置等が決まっていないことから、拡幅された堤防道路を含めたフォトモンタージュの作成は困難ではあると考えています。しかし、御指摘を踏まえ、ジョギングや散策等で道路を利用する人に対する景観の変化を考慮し、「建築物・工作物等の存在」に係るふれあい活動の場を評価項目に追加し、施設配置計画等の事業計画及び環境保全措置を踏まえて定性的に予測することとします。また、準備書では、項目の選定結果表（マトリックス表）と予測手法の概要を資料1-5のとおり修正・整理します。</li> </ul>
18	触れ合い活動の場	陸委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これで結構だと思う。ただ、道路の設計が他の事業なので現状でよく分からないということだが、主要な搬出・搬入のルートなので、そこはよく設計段階から連携をしていただく必要があると思う。特に触れ合い活動の場の観点からすると、車両と人が利用する場の分離をしっかりやっていただく、圧迫感を与えないようにしていただくという配慮が必要だと思うので、その点は道路設計者にしっかりと伝えていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入道路にかかる場所ですので、しっかり設計をしていきたいと思っております。当然、今、現状で歩道やセンターラインもなく非常に狭い道路という形ですので、センターラインのあるパッカー車がすれ違えられる道路プラス歩行者としっかり区別、歩道をつける等のことを考えております。また、さらに自然と触れ合いのできる場ということですので、歩道プラス路肩といいますか、広い路肩で緑をというようなことも考えておりますので、その辺、準備書の段階で決まっているところまでは記載をしていきたいと思っております。</li> </ul>